

札建道第253号  
令和2年（2020年）4月30日

HOKKAIDO WOODロゴマーク  
使用届出事業者 様

札幌市建設局道路管理課長

HOKKAIDO WOODのロゴマークやキャッチフレーズを  
使用した広告物に係る手続きについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記広告物を札幌市内の屋外に掲出する際には、原則、札幌市屋外広告物条例における「公共広告物」として、許可申請や手数料について不要との取り扱いをいたしますが、そのためには、当課への事前協議が必要になります。

つきましては、当該広告物の掲出にあたっては下記のとおり、事前に当課まで必要書類の提出を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 必要書類

- ・屋外広告物協議書（別添参照）
- ・掲出場所や掲出物のデザイン等がわかる「図面」

2 提出先（郵送も可）

札幌市建設局総務部道路管理課（中央区北1条西2丁目札幌市役所6階）

3 提出期限

当該広告物掲出予定日の2週間前まで

4 備考

事前協議書のファイル（word）をご希望の場合は、当課までご連絡いただければ、メール送信いたします。（ただし、webでの申請はできません）

公共広告物として取り扱うためには、あくまでHOKKAIDO WOODのロゴマーク等の掲出が主目的であり、企業名・団体名等の掲出は必要最低限である必要があります。企業名・団体名等の周知を目的とされる場合は「一般広告物」として各区土木センターに許可申請を行っていただくことで掲出が可能となりますが、大きさの制限や、掲出することができない場所・物件等がありますので、事前に掲出区の土木センターまでご相談ください。

札幌市建設局総務部道路管理課  
（担当）鎌田・高松

電話 211-2452 FAX 218-5134

E-mail:oku-kokoku@city.sapporo.jp

屋 外 広 告 物 協 議 書

令和 年 月 日

(あて先)札幌市長

設置者 住 所

氏 名

印

電 話

札幌市屋外広告物条例第 11 条第 1 項第 2 号の規定により下記のとおり協議します。

表示又は設置場所 (移動するものは その範囲)			広告物の 用途別区分	・そ の 他						
地 域 区 分										
既設広告物の有無	有(種別 )・無		道路占用許可の有無		有 ・ 無					
取付壁面の面積	m <sup>2</sup>		設置する箇所の建築物の高さ		m					
表 示 面 積 等		広告物の種類	照明	縦	横	面数	基数	面積	高さ等	数量  合計面積  _____m <sup>2</sup>
	1		有・無	m	m	面	基	m <sup>2</sup>	m	
	2		有・無	m	m	面	基	m <sup>2</sup>	m	
	3		有・無	m	m	面	基	m <sup>2</sup>	m	
	4		有・無	m	m	面	基	m <sup>2</sup>	m	
	5		有・無	m	m	面	基	m <sup>2</sup>	m	
注 上記の高さ等の欄には、次の高さを記入すること (1) 突出広告物及び電柱広告物は、地上から広告物の下端までの高さ (2) アドバルーン広告は、係留地点から気球までの高さ (3) 屋上広告物、地上広告物、柱状広告物及び立看板は、広告物(掲出する物件を含む。)の高さ										
しゅん功 年月日	令和 年 月 日	掲出する 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		既許可 番 号					
管 理 者 住所氏名			資格を有する従業員の氏名(法人の場合)							
			① _____							
			② _____							
資格名称										
工事施工者住所氏名			屋外広告業 登 録 番 号							
広告意匠設計者 住 所 氏 名			屋外広告業 登 録 番 号							

札幌市 札建道 第 号  
令和 年 月 日

令和 年 月 日付けで協議のあった屋外広告物は、下記のとおり協議済といたします。

記

- 1 設置の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 2 設置の条件 別紙の通り

札幌市長 秋 元 克 広 印